



安全衛生通信

【令和5年9月号】

札幌中央労働基準監督署

一酸化炭素中毒防止対策について

換気が不十分な場所で、フォークリフトや発電機等の**内燃機関を有する機械・機器**により、一酸化炭素中毒による労働災害の発生が懸念されるため、次の事項に留意のうえ、一酸化炭素中毒防止対策に取り組みましょう。

1 **内燃機関を有する機械・機器**を換気が不十分な場所で使用することは**原則禁止**です。

ただし、作業のため換気が不十分な場所を使用する場合には、関係者以外の立入を禁止して、関係者が立ち入るときは、以下の事項を厳守してください。

一酸化炭素中毒防止のための措置について、事前に打合せ、確認を行うこと。

呼吸用保護具を用意しておくこと。

十分な換気を作業終了まで確実に実施すること。

一酸化炭素ガス濃度を測定すること。

ガス検知器警報装置を携行すること。

ガス警報装置が作動するなど、危険のおそれがある場合は、直ちに退避すること。

2 一酸化炭素中毒防止のための教育を行うこと。

一酸化炭素は、無色無臭で刺激がありません。

また、頭痛・吐き気・めまい等の中毒症状を起こし、死亡する危険がありますので、取扱いには十分注意願います。



健康診断の事後措置について

9月は「**職場の健康診断実施強化月間**」です。本月間を契機とした健康診断の適切な実施、下記を参考に異常所見者に対する**医師からの意見聴取及び事後措置**の徹底をお願いします。



医師等からの意見聴取 個人票に記載

就業区分		就業上の措置
区分	内容	
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、作業の転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要があるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

健康診断実施後の措置

- 医師等からの意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換等の措置を講ずる。
- 作業環境測定の実施、施設又は設備の設置又は整備
- 医師等の意見の衛生委員会等への報告等

今年も10月1日～7日まで**全国労働衛生週間**が実施されます。（9月は準備期間）なお、本週間の実施要綱等は右のコードにより中央労働災害防止協会のHPからダウンロードできます。



この情報の詳細については、札幌中央労働基準監督署（ :011-737-1192）までお問い合わせください。